

専門職養成におけるプロボノ活動の導入と実践評価

ーカーディフロースクールの事例からー

種村 文孝

はじめに

本稿は、専門職養成においてプロボノ活動がどのように導入され、教育効果を高めるために教育者が実践評価をどのように活用しているのかを明らかにし、専門的な知識、技術、態度の育成における課題と可能性を検討することを目的とする。プロボノ活動¹とは、自身の専門性を活用して社会問題の解決にボランティアに取組む社会貢献活動を指し、先進諸国で法律専門職を中心に、公認会計士、ウェブデザイナーなど多様な専門職による活動がみられる²。そして、専門職における社会貢献活動として展開されてきたプロボノは、イギリスなどで大学やロースクールにも理念と活動が導入され、法律専門職の養成段階にも位置づけられている。

今日の専門職のあり方と養成は、知識基盤型社会の到来による知の位置づけの変化や技術革新による社会問題の複雑化により、様々な問題に直面している。知識基盤型社会においては、知識に国境がなくグローバル化が進展し、競争と技術革新が絶え間なく進み、旧来の発想の転換も含めて幅広い知識と柔軟な思考力にもとづく判断が求められる。例えば、IT 技術の革新にともなうインターネットの登場や多国籍企業の発展により、国を越える法的問題もみられる。また、iPS 細胞の臨床応用や遺伝子操作においては生命倫理の問題も含まれるなど、知の発展により従来にはなかった法や制度を整備する必要なども求められている。さらに人工知能の開発なども、従来の医療や法制度を変容させるものである。今後は専門的な知識や技術を教授するだけではなく、社会の変化や知の変化に対応し、自ら考え、学び続けていく専門職のあり方と養成が求められているのである。

古典的な専門職³である医師や法曹は、プロフェッションとしての権威と特権が与えられてきたが、現代社会においてはそれらが再検討されている。フリードソンは『医療と専門家支配』の中で、専門家がクライアントに患者役割期待を持たせて支配構造を生みだしてきたことを批判し、従来の専門職性を見直しを行なっている⁴。ショーンは、実践者が行為の中の省察（reflection-in-action）と行為についての省察（reflection-on-action）を行ない、状況のもつ不確実性や不安定さ、独自性、状況における価値観の葛藤に対処できる省察的実践者のあり方を指摘している⁵。クライアントと自身の関係性や関わりも考慮し、複雑化する問題に対処することができる専門職のあり方が模索されているのである。

古典的な専門職である法曹においては、1970 年代以降にあり方と養成をめぐる見直しが各国で進められてきた。その背景には、司法と法律専門職が市民の期待に応えられていないという

問題意識があった。1970年代のイギリスでは、法律専門職に対して「態度が横柄である」「依頼者の意向に沿わない」「対応が遅い」「費用が高い」「処理が遅い」など、法的サービスの質に関する一般社会からの不満が噴出し、司法改革が進められた⁶。法廷弁護士に相当するバリスター (barrister) と、事務弁護士に相当するソリシター⁷(solicitor)の二元制が長い伝統を有し、両者に固有の領域と特権が認められていたが、競争原理が導入されてきた。政府の予算を圧迫していた法律扶助制度を縮小し、法律専門職の市場競争によるサービス改善を求めたのである。職能団体が担っていた養成は、大学の養成と統合され、大学と職能団体の連携が模索されている⁸。アメリカでは、社会正義が実現されていない現状を問題視し、1983年にアメリカ法曹協会が職務規範 ABA Model Rules of Profession Conduct を採択し、法律専門職が目指すべき職業理念としてプロボノを掲げ、全米の弁護士に年間 50 時間以上のプロボノ活動を奨励した⁹。大手ローファームの台頭により、自身で弁護士事務所を構える独立したプロフェッションとしてのあり方が変容する中で、専門職としての理念の再検討もされてきている¹⁰。日本でも 1990 年代以降の司法改革において、市民のための法律専門職を目指してロースクールが導入され、エクスターンシップ¹¹等の実践的な内容が取り入れられ、法律専門職のあり方と育成が見直されている。

そして市民の期待に応える法律専門職を目指してプロボノ活動が行なわれ、教育機会としても養成内に位置づけられるようになっていく。大学内に「クリニック」と呼ばれる法律相談所を設置し、市民に対して無償の法律相談を提供する実践的な場が用意され、それをもとに臨床法学教育¹²が進められてきている。その背景には大学の社会貢献及びサービスラーニングへの注目も挙げられる。特にプロボノの理念と活動を養成段階に位置づけているのはイギリスに顕著である。ケビンとヴィクトリアはイギリスのロースクールに設置されたクリニックに着目し、プロボノ活動の教育的意義について考察している。しかし、クリニック以外のチャリティー活動や法教育活動などの多様なプロボノ活動の実態及び学習者の経験を十分に踏まえて考察しているとはいえない。そこで本稿においては、イギリスのカーディフロースクールの事例に注目し、プロボノ活動の導入と実践評価の活用を検討する。カーディフロースクールでは、2006 年にプロボノ活動を導入しており、その実践はイギリス国内のすぐれたプロボノ活動としての表彰を受けている¹³。カーディフロースクールでは、プロボノを推進する部署と専任スタッフを設けて独自のプログラムを開発し、学生に対して省察の機会も提供し、教育的効果を高める取り組みを行なっている。さらに今後はカリキュラム内に位置づけ、単位を与える方向で検討している。そこで、カーディフロースクールでは、どのような試みがなされているかを検討し、法律専門職養成及び専門職教育に果たす役割を考察したい。単に実践的な教育機会を用意するのみではなく、どのように組織し、学生の経験をいかに評価していくことができるのかを明らかにし、プロボノ活動導入の課題と可能性を検討する。

1 カーディフロースクールのカリキュラムとプロボノ活動推進体制

カーディフロースクールはウェールズの首都カーディフにあり、ソリシターの資格を得るための訓練コースである Legal Practice Course (LPC) とバリスターの資格を得るための訓練コースである Bar Professional Training Course (BPTC) の両方を設置している。両コースともに期間は 1 年間である。研究に力を入れているラッセルグループ¹⁴の大学の中で、

LPC と BPTC の実践コースの両方を認証されている唯一のロースクールである(表 1)¹⁵。また 3 年間の法学部 (LLM) 及び研究者養成のコースも設置されている。多くのロースクールでは、クリニックの部局がプロボノ活動を支援しているのに対し、カーディフロースクールでは 2006 年よりプロボノの部局を設けて独自のプログラムを作成し、法学生にプロボノ活動の機会を提供している。

カーディフロースクールではプロボノ活動は、カリキュラム外の活動として、エンプロイアビリティスキルを伸ばすためのものとしても位置づけられている。カリキュラムは表 2 に示す。カリキュラム外の活動として、プロボノ活動、模擬裁判、クライアントへのインタビューコンテストが行なわれている。その中でプロボノ活動は、法律専門職、チャリティー団体、ボランティア団体と協力して学生の技術を伸ばすためのものとされている。法学部の 3 年間の間は講義での学びが中心であり、実務及び実践に触れる機会はない。そこで学部生の頃から生の法や生の市民に接する機会としてプロボノ活動が位置づけられているのである。

プロボノの部局においては、代表の Julie Price 教授の他に 4 名の職員が活動を支えている。部局長である Julie Price 教授は職業法の教育経験を有するソリシターである。カーディフロースクール内では、雇用及びエンプロイアビリティの部局のディレクターも兼務している。彼女はソリシターの資格取得後に法律事務所で実務経験も有している。その後、財産法や家族法について LPC のコースで教え、実践的な教育を志向するようになり、カーディフロースクールの LPC コースに Problem-Based Learning を導入する。教育を行ないながらもカーディフ最大の相談支援事業を行っている独立機関であるリバーサイドアドバイスのディレクターも務め、家族法に関する支援を行なう公的機関であるパーソナルサポートユニット (PSU) の諮問会議の一員でもあるなど、カーディフ内の公的機関と関わってきた経歴を持つ。地域の団体と連携しながらプロボノ活動を組織していく際に、このような経験が活用されている。

彼女の主な役割は、学生の学習機会を創り、カリキュラム外での学びを支援するために、ロースクール外の組織と連携してプロボノ活動を組織することである。プロボノ活動の具体的内容は第 2 章で述べるが、イノセンスプロジェクト、ウェールズラグビー協会プロジェクトなどの活動は彼女が作成したオリジナルなプログラムである。

プロボノ活動は、市民や組織と接する機会を有しているが、枠も限られているためにすべての学生が希望のプログラムに参加できるものではない。そのため、希望者が多い場合には活動に参加させる学生の判断も行なう。判断時には、学生の知識や技術を見極め、活動を遂行する能力と意欲があるかも見極める必要がある。プロボノ活動においては、本人の自発性にもとづく任意参加であるため、最初は意欲が高い傾向があるが、次第に熱が冷めて参加しなくなる学生もいることが問題として挙げられる。クライアントや協働している組織に迷惑がかからないよう、学生及びクライアントのフォローも行なう必要がある。

プロボノの部局長が抱える大きな課題としては、資金運用の問題も挙げられる。カリキュラム外としての活動であるプロボノ活動を推進するために人件費等の経費の理解を得ることは容易ではないと彼女は指摘する¹⁶。2006 年よりプロボノ部局が設置され、ロースク

表1 イギリスのロースクール及びプロボノに関する特色(各ロースクールのウェブサイトを参照して筆者作成)

ロースクール名	LPC	BPTC	プロボノに関する特色
The City Law School	○	○	Pro Bono Unitが担当。プロボノ活動を組織する担当職員がいる。クリニックや裁判所などの活動、南アフリカでのインターンシッププログラムなど様々な活動が組織されている。一部の活動は、選択科目として単位認定される。
The University of Law, Birmingham, Bristol, Chester, Guildford, Leeds, London, Manchester, York	○	○	Careers and Pro Bono departmentsが担当。キャリア支援サービスの一つとして提供されており、エンプロイアビリティに焦点があてられている。
University of Sheffield	○		学生が中心となってFreeLaw Legal Clinicを組織してプロボノ活動を実施している。運用資金は大学の支援を受けている。
Cardiff Law School	○	○	Pro Bono Unitが担当。5名のスタッフで独自のプログラムを作成して実施している。カリキュラム外の活動であるが、2016年内に選択科目として単位取得が可能になる予定。
Swansea University	○		法律事務所と連携して法律相談や法教育活動を実施し、プロボノを推奨している。
University of South Wales	○		Legal and Financial Advice Clinicが担当。クリニックを運営して、法律相談活動を実施している。
BPP Law School – Bristol, Birmingham, Cambridge, Leeds, Liverpool, London, Manchester, Newcastle	○	○	BPP's Pro Bono Centreが担当。人権についての教育プログラムやNGOなどでの活動も含む多様なプログラムがみられる。
Kaplan Law School	○		Kaplan Legal Advice Centreが担当。法律事務所と提携しての法律相談や法教育活動が行われている。
Anglia Ruskin University	○		特になし。
Birmingham City University	○		Birmingham City University's Pro Bono Unitが2015年に設立され担当している。法律相談以外にも国外の法的問題に対してプロジェクトを組んで活動がなされている。
Bournemouth University	○		プロボノに関する言及はウェブサイト上にはみられない。カリキュラム内にClient in the Communityという選択科目があり、地域の団体などでの活動が単位に認定される取り組みがある。
De Montfort University	○		担当の大学教員による監督のもとで、クリニックにおける法律相談を実施。ストリートローにおける法教育活動も実施している。
Leeds Beckett University	○		プロボノ担当部局に関する言及はウェブサイト上ではみられないが、地域のクリニックにおいて法律相談の機会はある。
Liverpool John Moores University	○		Legal Advice Centreが担当。クリニックに置ける法律相談を中心に、チャリティ団体や職能団体と提携してプロボノ活動を組織して、力を入れている。
London Metropolitan University	○		Placements and Employability Unitが担当。大手法律事務所と提携して、法律相談のプロボノ活動を実施している。
Manchester Metropolitan University	○	○	Careers and Employabilityの部局が担当。クリニックの運用とともに、大手法律事務所でのエクスターンシップなどの多様な活動を組織し、プロボノに関するイベントも開催している。
Nottingham Law School	○	○	Legal Advice Centreが担当。クリニックにおける法律相談以外にも、チャリティ団体での活動や国外での活動まで多岐にわたるプログラムが提供されている。
Staffordshire University	○		Staffordshire University Legal Advice Clinic(SULAC)が担当。クリニックにおける法律相談が実施されている。プロボノの理念などは明示されていない。
University of Central Lancashire	○		Law Clinicが担当。クリニックでの法律相談が中心である。また、プロボノニュースレターも発行している。
University of Derby	○		Miscarriages of Justice at The University of Derbyが担当。クリニックでの法律相談が実施されている。プロボノの理念などは明示されていない。
University of Hertfordshire	○		特になし。
University of Huddersfield	○		Legal Advice Clinicが担当。クリニックにおける相談を中心に実施している。プロボノよりもクリニックという語を用いて説明している。
University of Lincoln	○		特にプロボノに特化した組織は見られない。経験を通じた学びの機会として、ストリートロー、模擬裁判、クリニック、ディベート、メンタリングなどが紹介されている。
University of Sunderland	○		プロボノに関する言及は見られない。しかし、Sunderland Student Law Clinicの機会が用意されており、学生に対して市民や実際の事例に触れながら学べることが紹介されている。
Bristol Law School	○	○	Pro Bono Unitが担当。ストリートローやクリニックを中心に死刑制度や高齢者の問題などにも対応。地元のミュージシャンの支援など独自の活動もみられる。
University of West London	○		特になし。
University of Westminster	○		University of Westminster Pro Bono Centreが担当。2007年に部局が設置され、法的相談活動を実施してきた。
University of Wolverhampton	○		Legal Advice Centreが担当。法的相談活動に特化している。
The University of Northumbria at Newcastle	○	○	Student Law Officeが担当。LawWorks North East Pro Bono Hubと連携して実施。ソリシターによるプロボノ推進団体であるLawWorksと連携しながらクリニックでの法律相談を実施。また法教育活動にも力を入れている。

種村：専門職養成におけるプロボノ活動の導入と実践評価

表2 カーディフロースクールのカリキュラム(ウェブサイトを参照して筆者作成)

	1年目	2年目	3年目	カリキュラム外の活動
法学部 (LLM)	<コアカリキュラム> 計120単位 公法 30単位 契約 30単位 法的根拠 30単位 刑法 30単位	<選択科目> 計120単位 大陸法[20] 20単位 不法行為[20] 20単位 差別と法[20] 20単位 法と宗教[20] 20単位 大陸法[30] 30単位 不法行為[30] 30単位 差別と法[30] 30単位 証拠 30単位 法と宗教[30] 30単位 法社会学 30単位 人権法 30単位 土地法[20] 20単位 不法行為[20] 20単位 土地法[30] 30単位 不法行為[30] 30単位 メディア法[30] 30単位 刑法[20] 20単位 刑法[30] 30単位 フランス法 I 20単位 フランス法 II 20単位 ウェールズの権限委譲 20単位 ウェールズの地方分権 20単位 法研究 30単位 環境法と正義 30単位 行政法[30] 30単位 法と文学 30単位 グローバル問題と法理論 30単位 変化する世界での国際法 20単位	<選択科目> 計120単位 EU法[20] 20単位 信託[20] 20単位 会社法[20] 20単位 学位論文[20] 20単位 EU法[30] 30単位 信託[30] 30単位 会社法[30] 30単位 学位論文[30] 30単位 家族法 30単位 人権法 30単位 知的財産 30単位 商法 30単位 EU法[20] 20単位 ※ウェールズ語 信託[20] 20単位 ※ウェールズ語 EU法[30] 30単位 ※ ウェールズ語	プロボノ活動 模擬裁判 クライアントへのインタ ビューコンテスト ※1年目の学生はプロボ ノ活動に参加することは できない。
LPC	<主要な実践領域> ビジネス法と実践 財産法と実践 訴訟 専門職の行動規範と規則 ソリシターの責任 遺言と執行 課税 ※5つの技術科目 弁護 起草 インタビューと助言 実践的な法調査 文章作成 <選択科目>(以下から3つ選択) 商法上の訴訟 商法上の財産 M&A 知的財産 雇用法 プライベートクライアント 人身傷害訴訟 家族法 育児法 住居法			プロボノ活動 ※すべての学生に法律 事務所での実践機会を 提供している。
BPTC	<知識領域> 民事訴訟、証拠、救済策 刑事訴訟、証拠、判決 <主要技術> 弁護1,2,3 協議 鑑定書 起草 専門職倫理 法定外の紛争解決 <選択科目>(以下から2つ選 択) 会社法 雇用法 高度な刑法上の実践 家族法 育児法 商法			プロボノ活動 ※法律事務所での活動 が2週間保障されてい る。

ール内で一定の理解を得ているとはいえ、いまだに実践を志向する教員の立場は弱いという。イギリスにおいては、大学教育では教養科目を扱い、実務に関する知識や技能は職能団体が担ってきた経緯をもつ。そのため、臨床法学教育やプロボノ活動に関する立場は弱く、就職につながるなどの実績を明示することもまた必要なことであるという。

プロボノ部局の他の4名の職員は、Julie Price 教授を支える秘書1名、第二章で詳述する National Health Service Continuing Health Care (NHSCHC) での活動のコーディネーター1名、NHSCHC での活動のコンサルタント1名、ケースコンサルタント1名で構成されている。秘書の女性は、カーディフロースクールにおいて NHSCHC での活動を行っていた卒業生で、プロボノ活動への応募者の管理と対応についてプロボノ部局長を支えている。NHSCHC での活動を支えるコーディネーターは、バリスターの資格者で、BPTC コースのチューターでもあり、活動全体を監督する役割がある。コンサルタントは、NHSCHC での活動に関する学術的知見があり、学生に対する指導やアドバイスを行なう。ケースコンサルタントは誤審や冤罪についての研究をしている PhD であり、日々のイノセンスプロジェクトの運営の責任者である。各プロボノ活動においてそれぞれの活動についての専門的な知見がある実務者及び研究者を配置して、学生の活動を支援しているのである。

2 カーディフロースクールにおけるプロボノ活動

カーディフロースクールにおける具体的なプロボノ活動としては、①National Health Service Continuing Health Care (NHSCHC) での活動、②イノセンスプロジェクト、③ウェールズラグビー協会プロジェクトが独自の取り組みとして行なわれている。

①NHSCHC での活動は、認知症となった高齢者が国からの医療保障が受けられるように申請書類の作成を支援し、認知症の方々の健康状態の診断を行い、法的権利の主張も行なう活動である。約40名の学生が毎週ウェールズにおける最大の法律事務所である Hugh James のソリシターとともに会議や作業を行ない、年間25件ほどの事例を扱う。弁護士が毎週1~2時間学内を訪れ、プロボノ部局のコーディネーター及びコンサルタントのもとで学生と共に活動を行う。筆者が活動を見学した際には、法律事務所から若手の弁護士が訪れ、書類の整理をしている学生たちのグループをまわりながら不明点がないかを確認していた¹⁷。また、プロボノ活動以外でも質問を受け付けており、学生が作業をしながら「仕事はやりがいがあるか」「なぜプロボノ活動に携わっているのか」「認知症の方々の問題はもう少ししたら解決できると思うか」「休みの日は何をしているか」「事務所の雰囲気はどのようなものか」などの質問も行い、和やかな雰囲気で活動がされていた。書類面でのサポートが多い活動だが、学生は公聴会や法廷での判決に立ち会うこともできる。実際に法廷に参加することや、法律専門職とともに議論をしながら活動をし、医療費支援の法的スキームを個々人の状況に合わせてどのように適用できるかを検討する。

活動後の学生に、参加理由を尋ねると、冗談まじりに「社会貢献のための素晴らしい活動だから」という回答があり、その後で「大手法律事務所の弁護士と人脈もできるし、就職活動に有利だから」「活動の経験が履歴書に書けるから」という回答があった。参加理由には様々あり、社会的弱者を助けたい、社会貢献したいという思いが強い者もいれば、人

脈形成のため、就職のためという意識で参加している学生も多いという。実務を通して気軽に法律専門職と話せる環境があるということが学生のメリットになっており、市民と接する機会というよりは法律専門職と働ける機会と捉えているようである。

②イノセンスプロジェクトは、冤罪の疑いがある刑事事件の被告の再審を支援する活動である。学生はプロボノ部局のケースコンサルタントとともに、重大犯罪において有罪判決を受けつつも無実を主張している囚人のために働く。これはカーディフロースクール独自の取り組みである。イギリスにおいても日本と同様に、一度有罪判決が確定した案件の冤罪を証明して再審を行なうことは非常に困難である。イギリスにおけるプロボノ活動としても冤罪の証明に成功したのは、カーディフロースクールにおける事例1件のみである。証拠を見直したり、過去の判決を見直したりと長く地道な活動が求められる。ケースコンサルタントが選定した事例について、1件あたり5～6名の学生のグループを組織して活動している。学生は犯罪者のために活動をしたいとは思っていないため、事例の選定が重要であるとケースコンサルタントは指摘している。被告人や冤罪の疑いがある人のため、学外の弁護士とも協力しながら学生が実際の事例に触れ、法がどのように適用され、有罪判決を受けた人がどのような状況におかれているかを理解する機会ともなる。

筆者が見学した事例では、ケースコンサルタントが守秘義務について説明を行ない、誓約書にサインを求めた後で、事件の概要や被告人が置かれている状況の説明をしていた¹⁸。そして、事件の証拠写真を提示し、原告と被告双方の主張について説明していた。その後、この事件についてどう思うか、一般的にこのような場合にどのような判決がなされるか、疑問の多いところがないかなどを学生1人1人に尋ねながら掘り下げていった。刑事事件の生々しい証拠写真が提示されると、学生の中にも重たい空気が流れた。初回の1時間程の打ち合わせを見学した中でも、学生からは「ここまで1つの事件について考えたことはなかった」「証拠の重要性について考えた」といった意見がみられた。この活動への学生の参加動機は、「実際の事件に接することができる」「生の法に触れられる」というものであった。実際の事例がもつ重みにより、類似事件や判決を調べることにもつながる。

③ウェールズラグビー協会プロジェクトは、ウェールズにある全国のラグビークラブのために雇用契約書を作成したり、チームと所属するメンバーの間の法的問題を解決したりする活動である。この活動は、商法や雇用法に関係するものであるため、主に商業やビジネスにおける法律専門職になりたいという学生に人気である。ウェールズではラグビーが人気であり、このような活動に対して学生が興味をもつという背景もある。ラグビーチームとそのメンバーのために無償の法律相談を行なう。また、地域のラグビーチームが法人化する際の支援を行ない、法人設立に関する経験も積める。チーム及びメンバーの要望を聴きながら、どのような契約書にすれば問題発生時に訴訟にならないかを考え、他の雇用契約書を参照し、学生と議論しながら文言を考え、雇用法に関する知識を活用していく。

プロボノの部局長によれば、社会正義に関するイノセンスプロジェクトよりも、商法に関するプログラムの方が学生は参加したがるという。雇用及びエンプロイアビリティの向上に関する責任者も兼務する彼女だからこそ作成したプロジェクトでもある。商法に関する分野で働きたいという学生が多いために、ラグビークラブの関係者と直接会って話し、

契約書を作成することは貴重な経験になる。契約書の作成については、雇用法に関する大学教員のもとで、学生同士が議論をしながら作業をしていた。何が求められているのか、なぜトラブルになるのか、他に契約書のサンプルはないのかなど活発に情報共有もなされており、「講義では実際の法に触れられないからこの経験は貴重であり、実際の法に触れてから講義を受けると興味もわく」と学生が語っていた。

以上①～③がカーディフロースクール独自の活動であるが、他にも難民支援に関する取り組みが数多く行なわれていた。カーディフにおいてもシリアなどからの難民が多く訪れ、住居の支援、食料の支援、人権に関する問題が深刻になっている。地域のチャリティー団体や法律専門職が無償で法律相談を実施し、国からの支援を受けるために必要な書類を準備する活動が行なわれている。法学生は、難民からの出身地や年齢、家族構成、抱えている悩みなどの定型事項のヒアリングと受付をして弁護士に紹介するなどの活動を行い、難民に英語を教えながら日々の生活の悩みを聞くなどしていた。プロボノ部局の職員はこれらの活動も学生に紹介しており、職員が直接監督するものではないが、学生にとっては社会の中での問題を感じとる機会になっている。

ロースクール外の団体や法律事務所と連携をしながら学生にプロボノ活動の機会を提供することで、約 20%の法学生がプロボノ活動に参加している。法学部 1 年目の学生は、法知識が十分ではないためこれらの実践機会に参加することはできないが、2 年目以降の学生がカリキュラム外のこれらの活動に参加しているのである。カリキュラム内の科目は座学が中心であり、LPC や BPTC の実践的なコースになるまでは、実際の市民や法に触れる機会はほとんどない。そこで法についての知識と技術を活用し、実務に直結するスキルを得る機会としてプロボノ活動が用意されている。座学中心の養成への反省から、大学における養成と実務を架橋させるプログラムとしてプロボノ活動が位置づけられている。プロボノの部局長は、法学部の中で中程度の成績の学生が多く参加していることを指摘している。思考力があり成績も優秀な学生は就職に不安を感じずにプロボノ活動よりも知識習得を重視し、成績下位層の学生はプロボノ活動に参加する意欲もそもそも低いのが現状であり、参加する学生層を広げていくことは課題として挙げられる。

3 プロボノ活動の実践評価

カーディフロースクールでは、単なるカリキュラム外における学生による社会貢献活動及び実践経験を得る機会ですら終わらずに、教育効果を高めるためにどのような工夫を行ない、学生の経験をどのように評価をしているのかを検討する。

プロボノ部局で行なっている取り組みとしては学生の実践評価の活用が挙げられる。学生が参加した様々なプロボノ活動の実態とそこでの経験を把握するために、「自己啓発及び職業的発達 (Personal and Professional Development) の証明書」を発行しているのである。そのために学生にポートフォリオの提出を求めている。ポートフォリオには、①省察的な記録・日記、②最新の履歴書、③自己啓発・キャリアプラン、④応募に関する質問への回答が含まれる。年度の終わりにこれらの書類の作成を求め、1 年間の実践経験のふり返りの契機としている。また、プログラム改善に活用するために実践評価を行っている。

①省察的な記録・日記は学生が自由に作成するものであるが、「職業経験やプロボノ活動名」、「発展させることができた技術」、「自分が行なった挑戦」、「最も楽しかったこととそうではなかったこと」、「学んだこと」、「自身のキャリアについて考えたこと」、「プロボノ活動に参加した後でどのように知識や技術を発展させようとしているか」など¹⁹を記入することがプロボノ部局から推奨され、今後の具体的な目標設定までが求められている。その狙いは3点あり、自分が伸ばす領域を自己分析して認識できるようになる、自分が何を学ぶ必要があるのかを明確にする、自分自身で目標を設定するというものである。

②最新の履歴書の提出によって、学生が得ている経験や仕事をプロボノ部局としても把握し、今後のプロボノ活動の参加可否の参考にもしている。

③自己啓発・キャリアプランについては、「職業経験や卒業後の仕事に申し込む」際のために整理しておくものと位置づけられている。プロボノ部局が推奨している記述項目は、「自身の強み」、「弱み」、「関心」「理想的な履歴書とのギャップ」、「ギャップを埋めるための方法」、「今年参加したイベント」、「そのイベントから得たこと」、「希望するキャリア」、「今後の学習計画」である。ここでも自身の目標を明確にし、具体的な今後の学習計画を設定することが求められる。また、ロースクールに期待する支援・活動に関する率直な意見も学生に求め、プログラム自体の改善も目指している。

④応募に関する質問への回答は、職業訓練や法律事務所に応募する際に求められる質問で構成されている。具体的には、「現在までで最も大きな成功はどのようなものですか？それをどのように達成したかを述べてください」「興味をもっている現在の課題かニュースの記事について述べてください。そしてその問題はあなたが所属したいと考えている法律事務所・弁護士事務所・企業・組織にどのような影響を与えると考えているかを述べてください」など²⁰の質問項目から3つを選び、200語程度で書くというものである。就職活動を意識し、実践経験と社会との接点を探ることが目指されている。

これらの①～④の書類によってポートフォリオを作成するとともに、プロボノ部局の職員が学生と面談を行ない、プロボノ経験について省察する機会も設けている。カリキュラム外の活動であるため、他の試験やレポートなどに対して学生の負担にならないように配慮し、フォーマットも省察の形式も自由な形を許容している。ポートフォリオ評価は成績評価をするものではないため、面談での省察も自由な雰囲気と発言を尊重して行なわれ、学生が自身の経験を深めるためのものと位置づけられている。そして、これらのポートフォリオ評価を経て発行される「自己啓発及び職業的発達の証明書」は、ロースクール修了後に法律事務所と訓練契約を締結する際に使用される。市場競争の激化により、法律事務所はCSRの強化と実践経験のある学生の採用に力を入れている。そのため、ロースクールが学生の実践経験の質を保障することが、学生にも法律事務所にもメリットがある。

NHSCHCでの活動に参加した学生は、「自分自身がもっと素早く、相手の課題をつかめるようにしなければならぬことを学んだ。また、自分のキャリアを通して、二度と同じようなことで問題を抱えて疲れきる人が生じないように学んでいく必要性を感じた。実際に自分が思っていなかった問題も多く、もっとこの仕事の多様性を知りたいと感じた」ということを挙げている。また、「コミュニケーションスキルについて発展させたい」「子ども

を救う仕事について研究していきたい」とスキルや深めたい分野について掘り下げる者もいる。プロボノ活動を通して学生が抱えた葛藤や課題から、どのような知識・技能を伸ばしていく必要があるかを考えることを促すことができる。無罪を主張する市民に対し、学生自身ができることは知識や技術からも限られ、他の社会問題に対しても同様に簡単に解決できるものではないため、何ができるか、何が求められるかを考える契機になる。

プロボノ部局としては、ポートフォリオを今後のプロボノ活動の参加時の判断材料に活用している他、プログラム開発にも反映させている。学生の振り返りを踏まえて、ガイダンス内容を変更するなどの取り組みをしている。クリニックなどの法律相談活動など仕事内容が定まっているものと異なり、カーディフロースクールで独自に展開している活動ではプログラム自体が生成的であり、学生の意見によって改善できる余地がある。学生からのフィードバックをもとに、法律専門職との関わり方や活動内容の検討も行っている。

カーディフロースクールでは、雇用及びエンプロイアビリティについてもプロボノの部局長が責任を負っており、評価においてエンプロイアビリティの側面が濃くなっている点が指摘できる。資格取得に法律事務所での訓練契約締結が必須であるが、この獲得競争が激化しており、学生の頃から実践的な経験を積み、弁護士と人脈形成をしておくことが重要な課題になっている。ロースクール側も就職実績が問われ、雇用可能性を高める支援が広く行なわれている。カーディフロースクールにおいては、プロボノ活動をその機会に位置づけ、履歴書や申込書類の作成の支援機会としているのである。

プロボノ活動は、大学での養成と実務の橋渡しをするものとして養成内に位置づけられてきた。講義中心の養成への反省から、法律専門職に求められる技能や価値観を習得させるために臨床法学教育として、無料の法律相談を行う活動が展開され、様々なプロボノ活動に発展してきた。ここでは、市民が抱える実際の問題を対象にし、市民とのコミュニケーションを学び、法律専門用語による説明が通じないことも知る。難民支援のプロボノ活動であれば、様々な事情を抱えた相談者が訪れるため、住居支援や入管に関する法について、彼らが理解できるように説明をしなければならない。また、家族の状況や切実な状況を理解し、言葉の壁や法リテラシーの壁を乗り越えて伝える必要がある。このような実践経験を通して、市民とのコミュニケーションの重要性や、文書作成の技術を学ぶのである。

以上のように、プロボノ活動はエンプロイアビリティや実務能力の向上への効果が考察される。しかし、実践評価の活用には検討の余地がある。知識や技術の側面では、ポートフォリオ内に大学のカリキュラム内の科目との関係性について問う項目も必要であろう。実際に講義で学んだ知識がどのように活用できたか、講義での理解は十分であったかなど、科目とプロボノ活動をつなぐ余地が残されている。また、態度の育成に関しても課題がある。プロボノの理念は社会正義実現をめざす法律専門職の取り組みを端緒としていた。市民が抱える課題を認識し、市民から求められる専門職を目指して発展してきたのがプロボノ活動である。しかし、法律専門職の世界に競争原理を導入し、法律扶助予算の削減と法律事務所の競争激化の中で、エンプロイアビリティ獲得のためにプロボノ活動が養成に組み込まれている側面は否定できない。そのため市場から求められる弁護士像が想定され、商法に関するプロボノ活動が人気となる。法律専門職に求められる理念である社会正義に

について、冤罪や国際開発の背後にある人権問題や環境問題などは、経済的利益とは直結しないが重要な課題であり、それらを尊重する態度の育成が課題である。イノセンスプロジェクトや難民支援などの活動は社会正義実現に関する態度を育成する可能性を含むものであるため、その活動から得たことや感じたことについて率直に話を受け止める機会が求められるであろう。養成段階からプロボノ活動を行うことは、法律専門職のあり方やキャリアの検討に影響を与えるものである。養成段階の学生は、まだ確固とした法知識や技術を身につけていない段階で市民と接することで、市民が抱える課題を認識するとともに法律専門職の実務にも触れる。それは法律専門職と市民をつなぐ存在でもあり、両者のギャップを認識し、どのような法律専門職が市民から求められているのかを考える契機になると考えられる。そのため実践評価においても、エンプロイアビリティの観点のみならず、社会正義の実現という理念についても深める機会とすることが求められると考える。

おわりに

社会正義実現を目指して導入されてきたプロボノの理念と活動であるが、イギリスにおいてはエンプロイアビリティと結びつけられてロースクール内に位置づけられているといえる。法知識やコミュニケーションスキルなどの知識や技術の育成に焦点があてられ、実践評価も活用されている。実践評価は主に学生が自身の経験を振り返る機会として活用され、プロボノ活動の改善にも活用されている。しかし、就職のための省察という域を抜け出せない課題も伺える。市民からの期待に応えられる法律専門職としてのあり方や養成が模索されてきたが、競争原理の導入によって法律扶助予算が削減され、法律事務所間のCSR競争や採用競争が激化する中で、プロボノ活動が広がりを見せてきた。活動内容は、困難を抱える市民の支援であり評価できるものであるが、プロフェッショナリズムを考える際には市場から求められる法律専門職像が適切なのかを含めて検討する必要があるだろう。

カーディフロースクールでは、2016年内にプロボノ活動をカリキュラム内に位置づける取り組みが進められ、次年度より制度化される予定である。選択科目としてカリキュラム内に位置づけて単位認定することで、学生に参加しやすくする狙いがある。プロボノ活動に参加する層が一定であり、社会正義や法的問題に関心の薄い層の参加を促すには必要な施策であろう。しかしその場合、プロボノの理念が形骸化し、知識や技術習得のためだけの取り組みに終止しないようにする必要があるだろう。これまでの実践評価は成績評価のための活用を前提としてはいなかったため、カリキュラム内に位置づけた際の評価については、誰がどのように担うことが効果的かについて深めることは今後の課題である。変化を続けるカーディフロースクール及びイギリスの今後の取り組みに、引き続き注目したい。

¹ プロボノの語源は、「公共善のために」を意味するラテン語の *Pro Bono Publico* である。プロボノは、無償で専門性の高い社会貢献活動を行うという理念、専門性を活かした社会貢献活動、社会貢献活動を行う者まで含み多義的な概念である。それは、ボランティアが理念、活動、実践者まで意味するのと同様である。本稿では、プロボノの具体的な実践に焦点を当てるため

ロボノ活動という語を用いる。

² 多様なプロボノ活動の実態については、拙稿「Professional Volunteers(‘Pro Bono’)in global knowledge-based Society」『京都大学大学院教育学研究科 北京師範大学教育学部 日中教育学系学術交流シンポジウム 2013 報告書 附：日中教育学系学術交流シンポジウム 2013 論文集』、京都大学教育学研究科 教育実践コラボレーション・センター、2014 年、pp.139-147、参照。

³ 医師、法曹、聖職者が古典的な専門職として挙げられる。

⁴ エリオット・フリードソン『医療と専門化支配』進藤雄三、宝月誠訳、恒星社厚生閣、1992 年。

⁵ ドナルド・A・ショーン『省察の実践とは何か -プロフェッショナルの行動と思考』柳沢昌一、三輪建二訳、鳳書房、2007 年。

⁶ 吉川精一『英国の弁護士制度』日本評論社、2011 年、p.187。

⁷ 日本ではバリスターが法廷弁護士や上級弁護士と訳され、ソリシターが事務弁護士や下級弁護士と訳されることがある。しかし、バリスターが法廷以外の職務もあること、ソリシターと上下関係にあるわけではないことから、職務内容と役割を鑑み、本稿ではバリスター、ソリシターという名称を用いる。

⁸ 拙稿「イギリスの法律専門職養成におけるプロボノの位置と役割 - 法と市民をつなぐ方途を探る - 」「『京都大学大学院教育学研究科紀要』京都大学大学院教育学研究科、第 62 号、2016 年、pp.143-155 参照。

⁹ 弁護士の義務とするか否かで議論がわかれたが、義務化は見送られた。

¹⁰ 都会の大規模ローファームは、主に企業からの依頼に応える大規模サービスを展開してきた。個人よりも法人の依頼からの依頼の方が多額の報酬を得られるためである。拙稿「アメリカの法律専門職に求められるコンピテンシー - 「マクレイト・レポート」に注目して- 」「『京大大学生涯教育フィールド研究』、京都大学大学院教育学研究科生涯教育学講座生涯教育フィールド研究編集委員会、第 4 号、2016 年、pp.53-65 参照。

¹¹ 大学の外に出て法律事務所での実務経験を通して学ぶため、エクスターンシップと呼ばれる。

¹² 原語は clinical legal education である。

¹³ 2008 年に the Student Award at the prestigious Law Society Junior Lawyers’ Division 10th Anniversary Pro Bono Award を受賞している。また、2010 年に a Project Award in the Higher Education Academy(HEA) Student Volunteer Awards を受賞している。

¹⁴ イギリスの大規模研究型大学 24 校で構成されるグループである。ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、リーズ大学などが含まれる。

¹⁵ BPTC は、全部で 13 校に設置されている。それらは、主にニューユニバーシティに設置されており、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学のような伝統的な大学にはほとんど設置されていない。LPC も全部で 36 校に設置されているが、ニューユニバーシティ中心である。

¹⁶ 2016 年 2 月のカーディフロースクールにおける筆者のインタビュー調査より。

¹⁷ 2016 年 2 月に訪問。

¹⁸ 2016 年 2 月に訪問。

¹⁹ プロボノ部局が記述を求める推奨項目は、他に「日付」、「自身の役割」、「関与した仕事の種類」が挙げられている。何を記述してよいかわからない学生のために、学びを深めるための項目として例示されている。

²⁰ プロボノ部局が回答を求めている他の質問項目は、「チームの一員として働くことによって目的をうまく達成した時の出来事について述べてください」「自分自身の商業上の判断を示す出来事を概説してください」「あなたが素晴らしいお客様対応をした時の出来事を述べてください」である。

(生涯教育学講座 博士後期課程 2 回生)

(受稿 2016 年 9 月 9 日、改稿 2016 年 12 月 2 日、受理 2016 年 12 月 26 日)

専門職養成におけるプロボノ活動の導入と実践評価

ーカーディフロースクールの事例からー

種村 文孝

本稿は、専門職養成においてプロボノ活動がどのように導入され、教育効果を高めるために教育者が実践評価をどのように活用しているのかを明らかにし、専門的な知識、技術、態度の育成における課題と可能性を検討することを目的とする。プロボノ活動とは、自身の専門性を活用して社会問題の解決にボランティアに取組む社会貢献活動を指す。カーディフロースクールでは、プロボノ部局を設けてイノセンスプロジェクトなどの独自の活動を組織し、学生に経験を通して学ぶ機会を提供している。プロボノ活動に関する振り返りを実施させ、自己啓発及び職業的発達の証明書を発行することで、エンプロイアビリティを高めることも行なっている。社会正義実現を目指すプロボノ活動について、知識、技術、態度の育成の観点からいかに効果的な実践評価を行なうことが可能かを検討する。

Introduction and Assessment of Pro Bono Activities in Profession Education: Case of Cardiff Law School

TANEMURA Fumitaka

This paper explores the assessment of pro bono activities in profession education. It represents a social contribution activity that takes advantage of the expertise of professionals. It has challenges and potential in the development of expert knowledge, skills, and attitude. The Cardiff Law School has a Pro Bono Unit that participates in a variety of unique activities, including the Innocence Project. Law students participate in these activities and learn through experience. They are required to reflection from educators. In addition, they receive a certificate of Personal and Professional Development. These activities are effective as they extend students' employability. This paper clarifies how educators assess pro bono activities to extend knowledge, skills, and attitude.

キーワード：専門職養成、臨床法学教育、ボランティア、評価

Keywords: Profession education, Clinical legal education, Volunteer, Assessment

